

## 茨城町国民健康保険加入の方へ 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額(下表)を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費の支給対象となる方には、病院受診の約3か月後に高額療養費支給申請書及び請求書を送付します。

### 自己負担限度額(月額)

#### 【70歳未満の方】

所得 ※1 区分		3回目まで	4回目以降 ※2
住民税課税世帯	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等のことです。

※2 過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がります。

#### 【70歳以上75歳未満の方】

所得区分	外来 + 入院 (世帯単位)	
	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並み所得者 Ⅲ (課税所得 ※3 690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降 ※4 140,100円)	140,100円
Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降 93,000円)	93,000円
Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降 44,400円)	44,400円
一般 (課税所得 145万円未満等)	18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額 144,000円)	57,600円 (4回目以降 44,400円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯)	8,000円	15,000円

※3 課税所得とは、住民税課税所得のことです。

※4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がります。

### 病院窓口での支払いを自己負担限度額までにするには、「限度額適用認定証」が必要です。

下記の方は交付された限度額適用認定証を病院窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)の方

#### 【申請に必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証      ○印鑑      ○来庁する方の身分証明書(運転免許証等)
- マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分)
- 世帯主からの委任状(別世帯の方が来庁する場合)

※住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

※70歳以上75歳未満の方で一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。

※国民健康保険税に滞納があると、交付できません。

※有効期限は毎年7月31日までとなっています。引き続き認定を受けるためには、再度申請が必要です。

※10月から開始されたオンライン資格確認(マイナンバーカードを使つての受診)を利用の場合は、限度額適用認定証の必要はありません。

### 安い!安心! ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎029-240-7113(直通)

## 高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施しています

後期高齢者医療被保険者を対象に、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、ぜひご利用ください。

#### ○実施期間

9月1日(水)～12月31日(金) (歯科医療機関の休診日は除きます)

#### ○対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の方

- ・昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方
- ・昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方
- ・昭和10年4月1日～昭和11年3月31日生まれの方

※対象の方には、8月中旬に健診の案内を送付しています(施設等の入所者等は除く)。

※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

#### ○健診内容

口腔内の状態を確認する検査や口腔機能評価など

※入れ歯の方も受診できます。

#### ○受診場所

健診の案内と併せて送付している「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

#### ○受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。

②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029-309-1212



## 地域の愛のキューピットになりませんか?

## 縁むすび「キラリキューピット隊」を募集します

令和3年9月1日にオープンした「キラリキューピット結婚支援センター」は、会員が徐々に増え、会員同士のお見合いから交際に発展する方も出始めています。

町ではさらに地域をあげて独身男女の結婚活動を支援していくために、お節介で世話好きな方の会を立ち上げました。後押ししてもらわないと結婚活動に踏み込めない独身男女の強い味方を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

- ▶活動内容 結婚希望者に関する情報収集や結婚支援センターへの独身男女の加入促進、会員同士の情報交換など
- ▶応募条件 町内に在住する20歳以上の結婚相談事業を生業としていない方
- ▶募集期間 12月17日(金)まで
- ▶募集人数 5名から10名程度
- ▶その他 活動はボランティアのため、できる範囲で構いません。また、報酬などは発生しません。

【応募・問合せ先】 社会福祉課 ☎029-246-5117(直通)

メールアドレス kirari@town.ibaraki.lg.jp

あなたの地域の縁むすび役になりませんか?

